

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IFRS 解釈指針委員会が、賦課金の会計処理に関する解釈指針案を公表

目次

背景

範囲

提案

発効日とコメント募集期間

要点

- ・ 本提案は、賦課金 (levy) を支払う負債を生じさせる債務発生事象とは、関連する法律により識別された、賦課金の支払を引き起こす活動であることを明確化している。
- ・ 経済的な強制と継続企業の原則のいずれも、賦課金を支払う推定的債務を生じさせることはなく、それを意味することもない。
- ・ 負債とそれに関連する費用が徐々に認識されるのは、債務発生事象がある期間にわたって生じる場合のみである。
- ・ 本提案は遡及的に適用される。
- ・ 本提案についてのコメント募集期間は、2012年9月5日に終了する。

背景

2012年5月31日に、国際財務報告基準解釈指針委員会(以下、「委員会」)は、解釈指針案 DI/2012/1「特定市場で事業を行う企業に公的機関により課せられる賦課金」(以下、「本解釈指針案」)を公表した。本解釈指針案は、特定日において企業がある活動に参加することを条件とする賦課金について、負債がいつ認識されるべきかを明確にするという要請に応じて開発された。

本解釈指針案は、以下の論点を取扱っている。

- ・ 賦課金を支払う負債を生じさせる債務発生事象は何か。
- ・ 将来の期間に継続して活動することを経済的に強制されることで、その将来の期間に活動することから生じる賦課金を支払う推定的債務が生じるか。
- ・ 継続企業の原則は、将来の期間に活動することから生じる賦課金を支払う現在の債務を企業が負っていることを意味するか。

範囲

本解釈指針案は、IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれない賦課金の会計処理を取扱っている。さらに、本解釈指針案の範囲は、交換とならない取引（すなわち、賦課金を支払う企業が、賦課金の支払と交換に、直接、特定の資産またはサービスを受取らない取引）となる賦課金に限定され、最低限の収益の閾値が達成された場合にのみ支払義務が生じる賦課金、法律に違反したために課せられる科料もしくはその他の罰金、または公的機関と民間企業との間の契約の会計処理は取扱わない。

見解

本解釈指針案の範囲に含まれる賦課金の例としては、年次報告期間末に銀行として活動する企業に対し英国において課される賦課金や、企業が年次報告期間の最初の日にその市場に参加している場合に生じるフランスの税金（C3S）がある。

英国の銀行賦課金は報告期間末における資本および負債の帳簿価額に基づいて測定され、フランスの C3S は直前年次期間における収益の一定割合として計算される。

提案

本解釈指針案は、負債の認識に関連して一定の基礎となる原則を提案している。すなわち、

- ・ 負債の認識を生じさせる債務発生事象とは、法律により識別された、賦課金の支払を引き起こす活動である。
- ・ たとえ企業が将来の期間に継続して活動することを経済的に強制されるとしても、その将来の期間に活動することから生じる賦課金を支払う推定的債務は生じない。
- ・ 継続企業の原則は、報告日現在、企業が将来の期間に活動することから生じる賦課金についての負債を認識するかどうかに影響を及ぼさない。
- ・ 現在の債務を生じさせる活動がある期間にわたって生じている場合（例えば、法律により識別された債務発生事象が、ある期間にわたっての収益の創出である場合）には、債務発生事象は徐々に生じる。
- ・ 企業は、本解釈指針案の範囲に含まれる賦課金についての負債の認識時に、費用を認識する。

ここで概観した認識原則は、年次財務諸表と期中財務諸表の双方に適用される。その結果、期中報告期間末において賦課金を支払う現在の債務が存在しないならば、期中財務諸表において賦課金費用を見越計上することはなく、期中期間末において賦課金を支払う現在の債務が存在しているならば、賦課金費用を繰延処理することもない。

発効日とコメント募集期間

本解釈指針案は、発効日を特定していない。委員会は、本解釈指針案について受取ったコメントの検討後に発効日を決定する。

企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って、本解釈指針案を遡及的に適用することを要求される。

本解釈指針案についてのコメント募集期間は、2012 年 9 月 5 日に終了する。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。